

## 通常補てん金交付に係る少額補てん限度額変更の件について

このことについて、次のとおり決定する。

### 1. 変更内容

現行の少額補てん限度額は250円/トンであるが、500円/トンに変更する。

### 2. 変更時期

令和7年度第1四半期（4－6月）